

## 質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 社台川橋床版取替工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 P31 26-4 既設床版撤去工において、26-4-2 種別の区分内容②に既設伸縮装置（あと打ちコンクリート含む）の撤去を行うとありますが、契約参考図書の数量総括表にも、率計上項目として伸縮装置撤去工が含まれております。どちらが正と考えればよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載の既設伸縮装置（あと打ちコンクリート含む）の撤去については、撤去床版に設置されている伸縮装置となります。橋台側や撤去しない床版側に設置されている伸縮装置については率計上項目の伸縮装置撤去工となります。
2	週休 2 日推進に係る補正額につきまして、土木工事積算基準（令和 3 年 7 月 1 日改定）に掲載が無く、他基準や見積、特別調査等で設定された歩掛で計上されている項目にも週休 2 日の補正が行われていると考えてよろしいでしょうか。	週休 2 日推進に係る補正額については、本特記仕様書 26-2 週休 2 日推進工事に要する費用 2-1 補正対象項目及び補正方法 に基づいて算出しております。
3	一般管理費の計上については、「週休 2 日推進に係る補正額」及び「週休 2 日推進に係る諸経費額」を考慮して算出し、諸経費①で計上すると考えてよろしいでしょうか。	一般管理費等については、「週休 2 日推進に係る補正額」を考慮し諸経費①で計上ください。「週休 2 日推進に係る諸経費額」については本特記仕様書 26-2 週休 2 日推進工事に要する費用に記載のとおり、一般管理費の補正の対象となりません。

4	<p>プレキャスト製コンクリート防護柵の材料費は共通仮設費の経費控除対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>プレキャスト製コンクリート防護柵の材料については、土木工事積算基準土木工事積算基準（令和3年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）第2編 1-3-8 共通仮設費に示すP C 桁の製作費の対象となるため、共通仮設費の対象となりません。</p>
5	<p>桁端部支間長低減部材の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の経費控除の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>桁端部支間長低減部材については、土木工事積算基準土木工事積算基準（令和3年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）第2編 2. 桁等の製作費の取扱いに該当しないため、間接工事費の対象となります。</p>